

令和8年 第9回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和8年6月1日

○議 題

議案第39号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第40号 選挙人名簿に登録する者について（6月定時登録）

議案第41号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

○次回開催日

令和8年7月17日（金） 10：00～ 区長応接室

○次々回開催日

令和8年8月20日（木） 10：00～ 区長応接室

議案第39号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 654人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 89人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 564人 |
| | 登録移転者 | 1人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和8年6月1日 |

(根拠)

議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとすとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和8年6月1日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	33	301	0	0	334
女	56	263	1	0	320
計	89	564	1	0	654

議案第40号

選挙人名簿に登録する者について(6月定時登録)

令和8年6月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和8年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | |
|-------------|----------|
| 1 登録する者の数 | 2,031人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和8年6月1日 |

登録者の内訳

単位：人

男性	女性	計
1,000	1,031	2,031

(根拠) 公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の一日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

選挙人名簿登録者数調（令和8年6月1日現在）

区分		男女別	男	女	計
令和8年3月登録日現在 選挙人名簿登録者数 (a)			74,543	96,117	170,660
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)			0	0	0
3月7日、4月6日、4月11日、4月13日、4月18日又は4月20日の選挙時登録者数（※追加登録者数のみ） (c)			0	0	0
選挙時登録(c)に係る 補正登録者数 (d)			0	0	0
(a)以後の 抹消者数 (e)	(イ) 死亡のため		174	215	389
	(ロ) 転出後4箇月を経過したため		739	714	1,453
	(ハ) 在外名簿への登録移転のため		1	6	7
	※(c)以後 ではない (ニ) 誤載のため	() () ()	0	0	0
	計(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)-()		914	935	1,849
(a)以後の移し替えによる 増加数(指定都市の区) (f)			648	725	1,373
(a)以後の移し替えによる 減少数(指定都市の区) (g)			770	883	1,653
今回(令和8年6月1日) 追加登録者数 (h)			1,000	1,031	2,031
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f) - (e+g) + (h)			74,507	96,055	170,562

在外選挙人名簿登録者数調（令和8年6月1日現在）

指定在外選挙
投票区名

大名

投票区

区分		男女別	男	女	計
令和8年3月1日現在 在外選挙人名簿登録者数 (a)			54	100	154
(a)以後の抹消者数 (b)			0	0	0
(a)以後の追加登録者数 (c)			4	7	11
今回定時登録日現在における 在外選挙人名簿登録者数 (d) (a) - (b) + (c)			58	107	165

投票区別選挙人名簿登録者数報告書

福岡市中央区

番号	投票区名	名簿登録者数		
		男	女	計
1	春吉第一	3,907	4,461	8,368
2	春吉第二	2,770	3,397	6,167
3	警固第一	3,338	4,897	8,235
4	警固第二	3,082	4,042	7,124
5	大名	1,261	1,617	2,878
6	赤坂	3,936	5,164	9,100
7	舞鶴	3,906	4,519	8,425
8	箕子第一	3,769	4,547	8,316
9	箕子第二	1,677	2,290	3,967
10	当仁第一	3,680	4,824	8,504
11	当仁第二	2,188	2,873	5,061
12	南当仁第一	2,947	3,619	6,566
13	南当仁第二	2,814	3,309	6,123
14	南当仁第三	1,782	2,199	3,981
15	高宮	4,699	6,593	11,292
16	一本木	3,409	4,979	8,388
17	平尾	2,814	3,557	6,371
18	草ヶ江	3,060	4,179	7,239
19	小笹	1,853	2,300	4,153
20	梅光園	1,514	2,021	3,535
21	福浜	1,536	2,293	3,829
22	小笹南	3,907	4,598	8,505
23	笹丘	3,229	3,865	7,094
24	薬院	4,335	5,970	10,305
25	六本松	3,094	3,942	7,036
	合計	74,507	96,055	170,562

定時登録時の名簿登録者数の推移（投票区毎）

番号	投票区名	7年6月 (A)	7年9月	7年12月	8年3月	8年6月 (B)	1年間の 増減数 (B-A)
1	春吉第一	8,371	8,480	8,429	8,367	8,368	▲ 3
2	春吉第二	6,181	6,173	6,154	6,141	6,167	▲ 14
3	警固第一	8,240	8,250	8,226	8,230	8,235	▲ 5
4	警固第二	7,163	7,204	7,166	7,155	7,124	▲ 39
5	大名	2,894	2,894	2,885	2,868	2,878	▲ 16
6	赤坂	9,100	9,092	9,102	9,097	9,100	0
7	舞鶴	8,390	8,454	8,427	8,425	8,425	35
8	簀子第一	8,289	8,359	8,355	8,334	8,316	27
9	簀子第二	3,915	3,950	3,958	3,962	3,967	52
10	当仁第一	8,541	8,560	8,574	8,516	8,504	▲ 37
11	当仁第二	5,083	5,133	5,105	5,066	5,061	▲ 22
12	南当仁第一	6,625	6,642	6,652	6,619	6,566	▲ 59
13	南当仁第二	6,083	6,127	6,118	6,129	6,123	40
14	南当仁第三	3,938	3,994	3,997	3,992	3,981	43
15	高宮	11,297	11,414	11,389	11,360	11,292	▲ 5
16	一本木	8,352	8,426	8,451	8,404	8,388	36
17	平尾	6,403	6,400	6,367	6,389	6,371	▲ 32
18	草ヶ江	7,256	7,235	7,257	7,234	7,239	▲ 17
19	小笹	3,934	3,932	3,946	4,083	4,153	219
20	梅光園	3,499	3,502	3,483	3,489	3,535	36
21	福浜	3,937	3,907	3,887	3,875	3,829	▲ 108
22	小笹南	8,551	8,714	8,609	8,512	8,505	▲ 46
23	笹丘	7,032	7,068	7,081	7,085	7,094	62
24	薬院	10,308	10,289	10,313	10,295	10,305	▲ 3
25	六本松	6,982	7,004	7,026	7,033	7,036	54
	合計	170,364	171,203	170,957	170,660	170,562	198

議案第41号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和8年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和8年6月1日

(根拠)

議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

第三十条の六

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。